

静岡県告示第573号

漁獲共済（2号漁業）における区分の設定（平成16年10月1日静岡県告示第959号）の一部を次のように改正し、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により告示する。ただし、責任開始日が本告示日以前の日である共済契約については、なお従前の例によるものとする。

平成29年7月14日

静岡県知事 川勝平太

平成16年10月1日静岡県告示第959号の表中

「

区 分
③ 小型合併漁業
④ 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により船びき網を使用して主としてしらすをとることを目的とする漁業、一本釣りによってかつおをとることを目的とする漁業及び網により上記以外のものをとることを目的とする漁業

を

」

「

区 分
③ 小型合併漁業のうち主として底はえ縄によりふぐ釣を営む漁業
④ 小型合併漁業のうち③以外のその他漁業
⑤ 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により船びき網を使用して主としてしらすをとることを目的とする漁業、一本釣りによってかつおをとることを目的とする漁業及び網により上記以外のものをとることを目的とする漁業

に改める。

」